

令和5年第4回足寄町議会定例会議事録（第3号）

令和5年12月18日（月曜日）

◎出席議員（13名）

1番	早瀬川	恵	君	2番	井	脇	昌	美	君			
3番	榑	原	深	雪	君	4番	矢	野	利	恵	子	君
5番	田	利	正	文	君	6番	高	橋	健	一	君	
7番	木	村	明	雄	君	8番	細	川		勉	君	
9番	川	上	修	一	君	10番	進	藤	晴	子	君	
11番	多	治	見	亮	一	君	12番	二	川		靖	君
13番	高	橋	秀	樹	君							

◎欠席議員（0名）

◎法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長	渡	辺	俊	一	君	
足寄町教育委員会教育長	東	海	林	弘	哉	君
足寄町代表監査委員	川	村	浩	昭	君	

◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	丸	山	晃	徳	君	
総務課長	保	多	紀	江	君	
福祉課長	森	岡	彰	寿	君	
住民課長	金	澤	眞	澄	君	
経済課長	佐	々	木	康	仁	君
建設課長	松	野		孝	君	
国民健康保険病院事務長	川	島	英	明	君	
会計管理者	加	藤	勝	廣	君	
消防課長	大	竹	口	孝	幸	君

◎教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者

教育次長	丸	山	一	人	君
------	---	---	---	---	---

◎農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者

農業委員会事務局長	山	田	弘	幸	君
-----------	---	---	---	---	---

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	横	田	晋	一	君
事務局次長	野	田		誠	君
総務担当主査	飯	野	真	有	君

◎議事日程

- 日程第 1 一般質問＜P 3～P 2 6＞
- 日程第 2 行政報告（町長）＜P 2 6～P 2 7＞

午前10時00分 開議

◎ 開議宣告

○議長（高橋秀樹君） おはようございます。

全員の出席であります。

これから、本日の会議を開きます。

暫時休憩いたします。

午前10時00分 休憩

午前10時17分 再開

○議長（高橋秀樹君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

この際、報告をいたします。

12月5日に審議いたしました議案第94号美盛足寄線外1路線整備工事請負契約についての議案中「4、契約の相手方」の社名の文字に誤りがありましたことから、同日付で町長から議長に対して、配付の正誤表のとおり訂正したい旨の申出がありました。

本件につきましては、契約の目的、方法、金額、相手方の住所、代表者の氏名等にはもちろん誤りがなく、「瑕疵ある議決」には当たらないものであり、北海道町村議会議長会にもその旨確認しております。

よって、町長の申出のとおり、さよう訂正をお願いいたします。

これで、訂正の報告を終わります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 議運結果報告

○議長（高橋秀樹君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 進藤晴子君。

○議会運営委員会委員長（進藤晴子君） 昨日開催されました、第4回定例会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

本日は、昨日に引き続き、一般質問を行います。

次に、町長から行政報告を受けます。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（高橋秀樹君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

◎ 一般質問

○議長（高橋秀樹君） 日程第1 昨日に引き続き、一般質問を行います。

昨日の引き続きとなりますので、それぞれ90分をお願いいたします。

10番進藤晴子君。

（10番進藤晴子君 登壇）

○10番（進藤晴子君） それでは、昨日に引き続き、再質問を続けさせていただきます。

昨日は町長より三意会の老健の件に関しましては、今入所されている方に関しては一人一人に対応されていく、もし必要であれば福祉課の相談も受けていただけるということを知りました。

あと、職員に関しましては、来週にでもすぐに町のほうでも対応して行って、職員に引き続き足寄町に残っていただけるような対応をしていきたいというふうに町長から説明を受けました。

そして、町長も言っておられましたが、三つ目のポイントとしては、今後どうされるのかですね。老健の50床がなくなるわけなので、町民は大変不安に思っております。こちらのほうを今現時点で町はどうされていくつもりなのか。まずはそこを確認させていただきます。

○議長（高橋秀樹君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） 老健が来年の3月になくなるということでもありますので、来年の3月までということにもならないかもしれないかもしれませんが、なるべく早い段階で今後の対応について検討していきたいというように考えておられて、現状では今現在入所されている方たちをどうしていくのかですとか、それからそこで働いている

方たちをどうするのかと、ぜひ足寄町で働いてもらいたいですとかいった部分をまずは対応していきたいなと考えておりました、その後やはりその後の、老健がなくなった後の対応をどうしていくのかといった部分の検討をしていきたいというように考えております。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） 今後検討していくということだと思うのですが、ちょっと確認なのですが、矢野議員の昨日の質問のときに、アンケートの件で言われていたので、実際今の国保病院と老健を一緒にするという事は、現実的ではないというような昨日お話あったと、私はそのように受け止めました。以前、私も多分そのことをお聞きしたときには、施設基準がやはり違うので、入り口がどうのとか、そういう細かいところがクリアするのが難しいと。なので、あそこに老健だとかそういう介護のほうと一緒にするのはできないと、たしか私は聞いたような覚えがございます。

それは、できるのか、それとも難しいのか。その辺をちょっと確認させていただきたいと思います。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 前にもお話ししているとおり、施設として二つのものが一緒になるということになりますと、例えば入り口がもう一つなければならないですとか、いろいろな制約が出てくるというように思っています。そういったことで考えていきますと、かなりの改修が必要であったりですとか、それから現状のまま例えば病院の60床を残しながら老健もつくりまよということになりますと、当然のことながら増設だとかそういったことにもなってくるのかなというように思います。ですので、今後の病院の在り方だとか、そういったことも含めて考えていく部分も必要に

なってくるということにはなりますけれども、現状の今の国民健康保険病院の施設を使って、何かその中に老健をつくるだとかということは難しいというか、困難だというように思っておりますので、どちらかといえばできないに近いほうの難しいという、そういう考え方なのかなというように思っているところであります。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） 分かりました。できないというよりは困難、困難けれどもできないほうに近い困難ということで受け止めました。

いずれにしても、人口問題とかこれから10年後、20年後、30年後たったときに、国保病院をどうするか、あと建て替えずにはいけないとか、それぞれいろいろな環境の下にそういうものも少しずつ考え直していかなくてはいけない、構築し直すにはいけないというふうに受け止めました。ありがとうございます。

では、次に行かせていただきます。

一つ目の医療職・介護職・ボランティア等の人材不足の現状ということで御答弁を頂きました。

結果としては、看護師も慢性的な人材不足、介護士もそうです。ケアマネもそうです。そして、生活コーディネーターのほうもいらっしゃるということですが、この生活支援コーディネーターというのは、ほかに町の中ではなくて、これはNPO法人ということなので、ママサポートえぷろんの中にお一人いらっしゃるということでもよろしいですね。分かりました。

あと介護支援ボランティアのほうも、これもコロナの影響もあるということで、もともといらっしゃる場所にコロナで中に、施設に入っていけなかったからなおさら人数が少なくなってきたというふうに受け止めたんですが、よろしいですか、それ

で。はい。

では、そちらなのですけれども、まず看護師ですが、今現在の採用方法は幾つもあるかと思いますが、どのような採用方法を取られてますでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 川島病院事務長、答弁。

○国民健康保険病院事務長（川島英明君）
お答えさせていただきます。

現在看護師の採用に当たりましては、例えば口コミによる紹介ですとか、看護協会からの紹介というのもございます。また、求職者サイトのダイレクトメールというのですかね、個人にメールを送らせていただいて、なかなかこれヒットしないというか、50件ぐらい送っても1件来るかなという、そんなようなことをやってアプローチをしていたり、あと今年は帯広のほうに集団面接会、こちらのほうにも出向いて採用活動を行っています。こちらも行つて1名ですか、来ていただいて、見学はしていただいたのですが、ちょっとその方は採用には結びつかなかったというようなことがあります。

あと町の医師等修学資金貸付金、こちらのほうで看護師の確保対策、またハローワークだとかホームページでももちろんやってございます。

これらの取組で、これまで一定の効果というのはあったのかなと思ってますが、残念ながら安定的な正職員の確保というのにはつながっていないという現状にあります。

今、院長先生のほうが実は全国の国保診療施設協議会の理事で、北海道の会長さんをやられているので、そういったところで例えば看護協会認定看護師というのですかね、そういった制度をぜひ北診協、国診協のほうで一定の期間地域医療に従事した場合に、そういった資格を与えるような、そういったシステムができないかということで、何とか院長先生が今その職に就いて

いる間に、そういった取組をちょっとしてもらえないかなということで院長先生とはお話をしているというところでございます。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） 画期的な取組をされているということですね。認定看護師のシステムを使って、その資格を取るために足寄町に、地域医療ということですね、そうなりますと。地域医療の看護師も認定看護師ができていうこと……、これからつくろうということですね。では日本のシステム自体を変えていこうということですね。すばらしい取組だと思います。本当にぜひ進めていただきたいと思います。

あともう一つ、今派遣看護師のほうはいかがなのでしょうか。何人かいらっしゃいますか。

○議長（高橋秀樹君） 川島病院事務長、答弁。

○国民健康保険病院事務長（川島英明君）
お答えいたします。

応援ナースのほうは5名の枠を持っていまして、一応応援ナースさんほうは意外に長期でずっといていただいて、大体応援ナースは3か月とか半年という単位で転々としていくのですけれども、当院の場合は皆さん長くいていただいているというような感じにございます。

あと、正職員が今実際にこの5年間で7名ぐらい不足しているという状況にあります。来年、これから1名採用内定出しています。もう一人が修学資金の貸付者で1月に面接を行つて4月から順調にいけば採用かなと。もう一人採用予定者がいるので、それでも4名足りないということで、そこについては今三意会の関係もありますので、そういったことも含めて正職員の確保、やはり常時常勤でいていただくということが必要だということで、今何とか全体

の数を補完しているのは夜勤専従の看護師さんを6人ぐらいダブルワークとかで帯広だとか、そういったところから月四、五回ということで来ていただいて、何とか回しているというような状況でございます。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） よく分かりました。何とかクリアできそうな、明るい兆しが見えているというふうに私は受け止めました。

幾ら応援ナースがいて夜勤専従がいて、取りあえずの仕事、業務量はこなせるけれども、新人看護師の指導であったりとか、そういうことであると看護師歴ではやはり3年、4年はしっかり勤め上げた方でないと、そういう指導はできないというふうに私も思っております。そういう教育システムを構築するためにも、やはりそういう職員を増やしていくというのは絶対必要だと思いますので、今後とも努力をしていただきたいなというふうに思っております。

あと、ケアマネジャーですね。ケアマネジャーは足寄町の中で何人ぐらいいらっしゃいますか。施設ケアマネ、居宅介護支援事業所のケアマネ、トータルでもし分かったらお願いいたします。

○議長（高橋秀樹君） 森岡福祉課長、答弁。

○福祉課長（森岡彰寿君） お答えいたします。

まず居宅のケアマネジャーにつきましては、現在常勤、非常勤合わせまして8名いらっしゃいます。施設のケアマネジャーにつきましては、3名いらっしゃいます。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） 分かりました。

介護士もケアマネも大変足りない中で、今看護師のほうも三意会の件もあるので、

そちらのほうにいらっしゃる方もいるかと思えます。ここでもう一度確認なのですが、三意会さんの40人を退職というふうに新聞報道か何かで出ておりましたが、その40人の職種、人数ですね。看護師何人、ケアマネ何人、介護士何人、もしお分かりになるようでしたら教えてください。栄養課とかそちらのほうも含めてです。

○議長（高橋秀樹君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（森岡彰寿君） お答えいたします。

今現在老健あづまさんに勤務されているいらっしゃる従業員の方の人数、私どもで今現在把握をしている状況でございますが、介護福祉士の方が15名と、看護師の方が6名、理学療法士の方が2名で、ケアマネが1名、管理栄養士さんが1名、調理員さんが6名、専門職についてはそういった形になっております。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） 31人ぐらいの方の専門職の方がいらっしゃるということですね。分かりました。

そちらのほうはなるべく役場の力で、何とか足寄町に残っていただくということで取り組んでいただければいいかなと思います。介護士さんのほうはいろいろな補助金を出したり、足寄高校の人たちに説明したり、足寄に残ってもらえるようにということで取り組んでおられることは分かっておりますので、そちらの説明は求めません。

あとはボランティアですね。専門職はそういう感じで処遇、何とかしようとしていると思いますが、今現在ボランティア、ここで答弁いただいたのは介護支援ボランティアということで、なかなか施設に入っていけなかったのが人数が、もともと不足しているところがどんどん少なくなっている。これは社協でやっている国も認めている有償のボランティアということでよ

ろしいですか。

○議長（高橋秀樹君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（森岡彰寿君） お答えいたします。

社協で活動していただいている方々につきましては有償ということではなく、ボランティアとして活動していただいた方にポイントが付与させていただきまして、そのポイントによって活動費というか、その返礼というか、そういった部分を出すというような形になっております。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） 分かりました。

有償のボランティアはいないというふう
に受け止めてよろしいですね。

そのポイントというのはちょっと私たちには分かりづらいのですけれども、ポイントをためていくとそのポイントはどのように皆さん使われるのでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（森岡彰寿君） ポイントにつきましては、ボランティアに登録をしていただいた段階で手帳をお渡ししまして、その手帳をお持ちいただいて活動していただく形になります。活動先で活動した際に押印をしていただいて、その押印の数によって換金というか、報奨金に変わるのでございますけれども、5,000円を限度としてお支払いをさせていただいているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） 分かりました。マックス上限が5,000円ということですね。それは月に5,000円ということではなくて、年間ということでございますね。分かりました。

それを少し楽しみにしながら支援ボランティアをされているというふう
に受け止め

ましたが、ここでは介護支援ボランティアということで答弁いただいておりますが、大きく広くボランティア活動をされている方はほかにもいらっしゃるかと思います。婦人ボランティアの方であったり、ボランティアの割には大変な御苦勞をされながらやっているということも聞いております。

今足寄町でやっているボランティア活動をされている方々の、何か問題点、課題というのはありますでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（森岡彰寿君） お答えいたします。

進藤議員が仰せのとおり、ボランティアにつきましては私どもの、先ほど答弁させていただいております介護支援ボランティアのほかに婦人ボランティアさん等の活動もございます。そういった形の中でいろいろボランティアをしていただいて、御協力をいただいているわけですが、担い手がだんだんだんだん、そのまま会発足当初から活動をずっと継続されている方々が長くて、新たに入ってくる方が若干少ないのかなというような感じは私はしております。そういったところが継続するためには、新しい方が入ってくるが必要になってくるのかなとは思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） ボランティアの高齢化、私もいろいろなボランティアの方と一緒に行動したり、いろいろなことをしているので大変よく分かるのです。一生懸命頑張っているから。あの方たちの跡を誰が引き継いでいくのだろうかということは、自分も含めて非常に今危惧されるところで、いろいろな取組ができなくなっているというのが足寄町の現状、足寄町だけではないかと思っておりますが、現状だと思

います。
ボランティアの啓発対策、どういうふう

にボランティアを増やしていこう、そういう対策について町でやってらっしゃること、これからやっていこうと思うこと、何かありましたら教えてください。

○議長（高橋秀樹君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（森岡彰寿君） お答えいたします。

ボランティア活動については共助のためには大変必要なことでありまして、そういった部分で介護支援ボランティアの部分でいきますと、社協さんに委託をしている状況でございますが、そういった中で活動者の募集だとか活動の支援だとかをするような形で、ボランティアに参加していただく方の人数を増やしていくという活動をちょっとしていきたいというふうに考えております。

そういった部分では、社協さんとまた協力をしながら広報等で御紹介をさせていただきながら、啓発をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） 専門職を増やす、維持するだけではなくて、本当に共助ですね、協働のまちをつくるにはやはりもしかしたら一番大切なことなのかもしれないというのを最近私も感じておりますので、ぜひ積極的にしていっていただきたいなと思います。

ここで大きくボランティアということに関して、私たちの世代は教育を受けたこともなければ、自分で本を読んで、へー、そういうこともするんだと。あと、災害があったときのボランティアの活動を見て、そこまでできるんだというのを自分ながら勉強しながら生きてきたつもりですが、今の子供たちはどうなのか。どういう教育を受けているのか。教育委員会のほうから説明を受けたいと思います。

○議長（高橋秀樹君） 丸山教育次長、答

弁。

○教育次長（丸山一人君） ボランティア、地域貢献という部分では大切なことだと思っています。

私のほうからはこういった地域ボランティア活動をしているかということ、ちょっとお答えさせていただきたいと思いますが、私どもで私のほうで把握している部分については、小中学校で行っているのはごみ拾い活動だとか、クリーン作戦、これは全ての小中学校で行っているわけではございませんが、そういった部分が多いのかなというふうに思っています。

今回質問のある福祉的な部分のボランティア活動というのはちょっと把握してないのですけれども、そういった取組がしているということでございます。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） 小中学校の中では、学習指導要綱の中にもボランティア活動の位置づけもされているかと思えます。考え方としては、子供たちの教育上のボランティア、どのようにお考えなのか。お考えだけで結構です。教育長、お願いします。

○議長（高橋秀樹君） 東海林教育長、答弁。

○教育委員会教育長（東海林弘哉君） お答えいたします。

ボランティア活動については非常に重要なものだというふうに、学校教育の中でも位置づけられていますが、そのために教育に使う時数が、ではどれだけあるのかというと、3年間通して、9年間通してですね、そんなにたくさんあるわけではない。例えば、特別活動、年間35時間あるのですが、その35時間の中で何を実際に取り組んでいくかとなると、ボランティアに係る部分というのは本当に1時間、2時間とか、そういう時数になってくると。あと

は、児童生徒会、児童会、生徒会を通して、そういうボランティアを進んで取り組んでいくと、放課後活動で。そのような活動がメインになってきますので、重要なことは認識していますが、そのことについて何十時間も学校教育の中で取り組むという状態には今はなっていないです。

私自身もボランティア活動の大切さというのとはすごく認識してはいますが、それを教育課程内、あとは教育課程外通して、いろいろな場面でバランスよく調和の取れた取組をしていくということがすごく大事だというふうに認識はしています。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） 分かりました。

時間が限られている中、教育課程の中で、ボランティア独自のそれをやっていく時間はないと。ですけれども、ボランティア精神というのは道德の時間であったり、SDGsの観点から、そういうことから少しずつでも子供たちの中に浸透していけばいいのかなというふうに私自身は思います。ありがとうございます。

あとは、実際いろいろなイベントに私も参加して感じたことは、依頼をかけたことはあるのですが、足寄高校のボランティアサークルに大変お世話になったこともございます。そして、一生懸命頑張って仕事をさせていただける。そして、ただその子供たちが入ってきて、来てくれるだけで非常に若返って活気があふれて、イベントですね。本当にみんな喜んでいたという、そういう記憶がございますので、足寄高校のボランティアサークルもどんどん続けていただければなというふうに思っております。ありがとうございます。

では、次の質問に移りたいと思います。

連携ですね。国保病院、あと介護施設の連携状況、それぞれの施設と病院名を出して御回答いただいたわけですが、足寄町国

保病院さんと特別養護老人ホーム、あと町ですね、福祉課のほうと、そちらは1週間に1回いろいろな連携取っているということで御回答いただいていますし、私もそれは知っておりました。そこはクリアできている。あとむすびれっじもですね。いろいろな情報交換されていると思うのでよろしいかと思うのですが、連携一つにしても大変幅が広くて、今回老健はもう3月でということですけども、認知症のグループホーム、あとケアハウス、こちらがございませう。こちらの横の連携、何を言いたいかといいますと、連携システムがうまくいくというのは適材適所といいますか、状況はその人一人の状況は変わります。医療が必要であれば病院、介護になれば介護、医療ケアが必要であればそういう今までは老健。認知症にしても最初のうちは自分で何でもできたけれども、入所しましたけれどもどんどんどんどん進んできたとか。それぞれで変わってくるときに、本当ならばその人が一番いて一番安心できる場所、そこに移っていくのが一番いい連携なのかなと、ほかから見ればですね。そんな簡単にはいかないよというのはあるかと思うのですが、御本人の希望、御家族の希望、そしてその御本人の状態に合わせてどんどん移っていくのが一番、町の中で完結するのが一番なのかなと、私個人は思っておりますが、その中でケアハウスと認知症、今認知症の方がどんどん増えております。進んでくるとい話も聞いておりますが、その横のつながり、うまく移動されていっているのかどうか。ケアハウスの入所者様の状況も踏まえて御回答いただきます。

○議長（高橋秀樹君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（森岡彰寿君） お答えいたします。

ケアハウスの状況という部分につきまして、詳しい状況という部分は施設のほうからお伺いはしていない状況なのでですけども、利用者数は定員に近い人数利用されて

おりまして、当然もともとは自立をしている方が利用される施設ですので、そういった方たちで利用されているという状況でございましたが、年々お年を召すという状況の中で、若干の支援が必要になってくる方もいらっしゃるというところで、そういった方々については外部からの介護支援だとかのサービスを、平たく言いますとヘルパーですね。ヘルパー支援を入れることによって自立した生活をそのまま継続していただくというような形でお過ごしされている状況がございます。

当然施設の御判断、本人、御家族の御判断にはなろうかと思いますが、身体的介護がだんだん多くなってきますと、やはり御本人の生活にも影響が出てきますので、そういった段階になりましたら、多分そういった方々は介護認定が受けられる状況になっておりますので、介護認定受けられている方についてはケアマネジャーがつきますので、そういったケアマネジャーの御判断と御家族と御本人との相談の中で、新たな施設に転所するだとかということも検討されながら、御本人が生活しやすい環境を維持するというような形になっているかと思えます。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） 今ケアハウスの件で御回答いただきましたが、ケアハウスの入ってらっしゃる方で要介護2もしくはそれ以上になっている方もいらっしゃるという、入ったときはそうでなくても少し進んでしまったと、そういう方もいらっしゃる。90以上の歩行器を使いながらでしか動けない方もいる。車椅子でなければいけない方もいる。そういうだんだんこの10年ぐらいどんどん進んでいっているようなことをお伺いしました。私はクリニックやっておりますので、そこにケアハウスさんが車で送ってくれる。ですけれども、そ

ういう人もだんだんだんだんだん高齢化して動けなくなってきているという状況も見ております。

そういう中で、その人たちを今要介護のほう、認定されていけばもちろんケアマネがついているわけです。それぞれのケアマネがそれぞれその人に対応してやっているわけですが、そこを、ケアマネさんも大変だと思います。昔はケアマネさんがケアハウスにおりました。なので、施設の中でしっかりと管理をされていた、十分情報が分かる。ですが、外から来るケアマネの方があそこに入っていられる方が御家族とももちろん一緒にはいないですね。御家族の話聞くのは御家族にまた行って、本人の状況を見て、そして御家族が近くにいないければ施設の話も聞き、大変な御苦勞をされているのではないかと思います。

そういう中で、もうとてもケアハウスでは無理だから移しましょうといったときに、スムーズにそれができているのかどうか。お話を伺いに行ったときには、それがどう考えても連携ができていようには考えられないというような施設側のお話でした。そこをどうクリアしていくのか。ケアハウスは町の中の人々の最終目標と考えていらっしゃる方も町民はいらっしゃいます。あそこに絶対入りたいと、最後は。夫婦で入るのだ、いや、一人で入るのだ。大変人気があるところでございます。大変町の中で重要なことを担っているところでございますので、あそこの中でもし当然入ってはいけない人というか、管理できない人がいて、もし万が一事故でも起きたらどうするのだろうか。私は医療的にはそう考えてしまいます。そんな簡単なものではないというのもよくよく分かりますが、何とかそこをうまく情報交換、それをやるのはやはり町だと思うのですね。町の居宅介護支援の主任ケアマネジャーがどこまでそれを把握しているのか。そういう国保さんと特養と町はつながっているかもしれない。そのの

つながり、情報交換をする場所はどこでしょう。

○議長（高橋秀樹君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（森岡彰寿君） お答えいたします。

ケアハウスの入所の方が身体的介護が大きくなって別な施設等の入所を検討される場合という部分については、ケアマネジャーさんと御家族という部分でお話しさせていただきます。その中で、足寄町内の特別養護老人ホームを御希望される場合につきましては、やはりそういったところでケアマネジャーさんと特別養護老人ホームの施設と直接お話をさせていただいて、それで施設のほうに入所できる空きがあれば、そういった部分の検討をされていくという部分で、まずは当然施設の申込みという段階にはなるかと思えますけれども、そういったことをしていただくかという部分で、その入所に対する部分については施設と、ケアマネジャーさんのほうで直接お話をされている状況でございます。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） それは、課長のおっしゃられたのは、御本人や御家族が今の現状はここでは駄目だと、どこかに移りたいと、そういう希望があった時のことですね。そういうのが上がってこない場合ですね。上がってこない人もいらっしゃるから今の現状があるわけで、なので月に1回でも、二、三か月に1回でも、そういうそこそこの、今ケアハウスだけのことっておりますが、先ほど認知症グループホームのことも私聞いております。そこの部分で、情報交換という、それも町も入って、今の現状どうなのだと、この施設でどうなのだと。特にケアマネのいないケアハウスはどうなのだという情報の交換をどうするかということ、私はお伺いしています。

○議長（高橋秀樹君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（森岡彰寿君） お答えいたします。

ケアハウスの部分のお話を先にさせていただきました。

グループホームにつきましては、まず運営協議会のほうに福祉課の職員も参加をしておいて、そういった中でグループホームの状況だとか、待機者数の状況だとか、そういった部分も情報共有をさせていただいております。

ケアハウスの関係につきましては、直接連携をとるという部分は、福祉課との連携という部分は今現在ないですが、ケアハウスのほうからこういった状況なのですけれどもというような御相談があれば、当然福祉課のほうとしましても相談には応じますし、施設のほうでもそういった相談もお受けするという形になりますので、先ほど御家族ということもありましたけれども、施設の方がどうだろうという部分につきましても御相談には乗れるかと思えます。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） 確かにケアハウスは民間でございます。なので、対応がちょっと違うというようなことは分かるのですが、現状は大変なことになっているということ、まずは認識させていただいて、少し動いていただきたいなというところでございます。

ケアマネがいなくなってからしばらくして、今年9月に居宅介護支援事業所というのを、主任ケアマネがいれば開けますが、それはもう廃止したというふうで、これは理事の方たちのお話合いの下で、ではケアマネが私は、一人入ってくればまたやれるのではないかというふうにお話ししたら、いやいやもうできないのだと。それはなぜでしょうとお伺いしたら、ケアマネさんが一人いて、そういう介護報酬で報酬を

受け取っていたけれども、とてもじゃないけれどもそれでは賄いきれないと。年間にケアマネがいたときには、年間100万円の赤字が出ていたと。それを民間のケアハウスがとてもじゃないけれども赤字覚悟でやることではないという、理事の判断だというふうに私は伺いました。なので、もうとても置けないと。いや、厳しいなど、経営状況も大変厳しいなど。今回は経営状況のほうはそれ以上は言いませんが、その辺の苦しさは今私よりも町側のほうがよく分かってらっしゃるのだというふうに思っておりますので、何とかあそこにいらっしゃる方たちが楽しく、安全にあそこにいらっしゃるように、やはりその辺のフォローを町のほうでしていただきたいと思いますなど。施設ケアマネがない場所は、特に注意して見ていただきたいと思いますので、町長いかがでしょう。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） ケアハウスの状況、今いろいろお話がございましたけれども、当初元気な方が入られるという施設で、入るときには元気だったのですけれども、やはり一定の期間を経ていくと、それぞれ1歳ずつ年を取るわけですから、高齢化もしてきて、そのうちにやはり体が自由に動かなくなるだというようなことも当然起きてくる状況になるのかなというふうに思っています。

ケアハウスに入って、ではケアハウスで一生そこで過ごせるかというところというわけではありませんので、やはり先ほどお話あったように、その人その人の適したところに入所されるのが一番やはりいいのかなと。ですから、元気なうちはケアハウスでもいいけれども、やはり介護が必要になったりだとかしてくると、やはりケアハウスではなくて特養ですとか、また別な施設に移らなければならない時期がやはり来るのかなというふうに思っております。

そういうことを考えていきますと、先ほ

ど家族の方からの御相談だとか、それから施設の方からの御相談だとかというのがあるのかなというふうに思いますけれども、そういった相談に乗りながら、きちんとその方たちがやはり一番適した施設に入所できるような対応を取っていかなければならないということなのかなというふうに思っています。

そういった部分では、やはり相談窓口というところでいけば、例えば御家族の方が特養のほうに直接お話に行くということもあるかもしれませんが、その前の段階で例えば役場のほうに相談に来るだとか、そういったこともあるのかなというふうに思っておりますので、そのときそのときの対応というのはきちんとしていかなければならないのかなというふうに思っています。

そういう意味で、町としても福祉課が窓口になるのかなというふうに思いますけれども、いろいろな相談に乗っていきながら、先ほど言ったように、その方の一番適した施設に、なかなかスムーズにということにはならないのかもしれないです。やはり入所できるタイミングというのはありますので、スムーズにはいかないかもしれませんが、それぞれの適した施設に移行していくというか、そういうことをする、そのための相談というのは役場でも福祉課のほうでも乗っていかなければならないのかなというふうに考えているところであります。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 一般質問の途中ではございますが、ここで休憩といたします。

11時10分まで休憩といたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（高橋秀樹君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

10番進藤晴子さんの再質問から許します。

10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） 今ケアハウスの件でいろいろお話をいただいた点なのですが、それと関連して認知症のグループホームが民間と町がむすびれっじのほうですね、ありますが、そちらの入所者の方たちはどのぐらい入ってらっしゃるか。空きがあるかどうかということですね。

それと、どのぐらいの期間、長期になるのか短期で出ていかれる方が多いのか、その辺の事情を簡単に結構ですのでお知らせください。

○議長（高橋秀樹君） 森岡福祉課長、答弁。

○福祉課長（森岡彰寿君） お答えいたします。

町内にはグループホーム、社会福祉協議会で運営しているところが2か所とママサポートえぶろんが運営しているところが1か所の合わせて3か所ございます。

現在、入所者については26名が入所されているかと思います。

入所者の状況でございますが、やはり認知症になられてから入られている状況がありまして、認知症になられた方しか入れない状況ですから、そういった部分で施設に入られた後、身体的に介助が大きくなる場合については、あとは施設の判断になりますけれども、そのまま入所を続けるというような形になっておりまして、多くの方が長期間グループホームを利用されているというふうに認識しているところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） 分かりました。

27ベッド、ベッドでいうとあるうちの26がもう埋まっている。今は連携のことで言っておりますが、これも大変な危機的な状況かなというふうに思います。将来的にどうするか、受皿をどうしていくのかと

いうのが、本当に困ったことだというふうに捉えております。そうですか。ということは、ケアハウスさんで認知症がひどくなって、やはり移ったほうがいいよと言われても、身体的なことがあれば、介護度が上がれば特養で対応できるけれども、認知症のそういうことで移るという受皿がないということですね、ということになりますね。分かりました。

一つの問題として受け止めて、対応していかなくてはいけない事項なのかなというふうに思います。分かりました。

連携のことについては、取りあえずこの辺で終了いたしまして、次のことに行きたいと思います。

今連携のことで町が対応してというふうに訴えかけても、なかなか、はい、そうですか、やりますというわけにいかない事情の中に、この3番目の地域包括支援センター、これは福祉課の中にありますが、このケアシステムの中での、私はやはり要になるところだと思っております。道の文書のほうを見てもそのように書いておりますし、ここが中心となってケアシステムが成り立っているのだと思います。それが今現状どうなのかというところで、職種のことが御答弁いただきましたが、この人数で1人退職をしたということも聞いております。その中で、この業務内容ですね、盛りだくさんの業務内容、どう見てもこんなことが、これだけの人数でいろいろなケアマネも主任も一緒、いろいろなことをやりながら、福祉課の中の仕事もやりながら専門職が動いているというのが分かりました。これが可能なのでしょうか、この業務内容、この人数でこなすことが。これがやはりあるからなかなか町も動けないという、町自体も人が足りない。そうなのだと思いますが、いかがでしょうか。どう捉えていらっしゃいますか。

○議長（高橋秀樹君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（森岡彰寿君） お答えいたし

ます。

昨年まで地域包括支援センターの正職員につきましては5名、昨年度当初までは5名いましたが、本年度当初からは3名という状況で、人数が減っております。そういった中で、業務内容等につきましても職員等とも相談をしながら実施をしている状況でございます、ケアマネジャーの部分につきましては外部の居宅介護支援事業所のほうに委託をするだとか、そういった部分での対応をさせていただいて、地域包括支援センターでやるべき業務につきましては、そのまま継続をするというような中で委託等も活用しながら実施している状況でございます。

そういった中でもやはり人数が足りないという部分の中で、本年度短期ではありますけれども、御報告させていただきまされたように、認知症対応支援の会計年度職員だとか、介護支援員だとかという部分の職員を配置をして、何とか機能を維持するように努めている状況でございます。

今現在そういった部分で厳しい状況ではございますけれども、今後そういった担い手の部分につきましても募集をかける状況で考えておりますので、体制については維持したいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） では、役場の中には地域包括支援センターのケアマネジャーの業務をされている方のケアプランであるとかそういうものは、一部を外部に委託しているという捉え方でよろしいですか。それともケアプランとか全部外部に委託しているというふうに捉えてよろしいですか。

○議長（高橋秀樹君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（森岡彰寿君） お答えいたします。

居宅のケアプランについては、包括支援センター担当のほうでは今現在受け持っておりません。介護予防だとかケアマネジメントの部分につきましては、地域包括支援センターがそのまま継続して実施している部分と、一部委託をしている状況でございます。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） 分かりました。

少し安心した部分があります。全部をやっているのかというと、とてもじゃないけれどもと思ひまして、12月4日の北海道医療新聞の中に道内で初ということで、これはもちろんケアマネジャーの仕事だけではなくて、介護保険業務の一部を民間に委託したという苫小牧市の話が載っておりました。これ道内初で、委託内容は介護認定申請新規・更新・区分変更も全部含めて、受入入力や窓口や電話での市民対応などのマニュアル化できる部分に関してはもう全て外に出すというふうなことで、大々的に載っておりました。こういうのも受けて、やはりお金はかかることでございますが、どう募集かけても人材がないのであれば、もうマニュアル化できるものはもう外に出すという考え方をしていかないと、もう成り立たないのではないかと、この地域包括支援センターの業務内容を伺ったところでありますが、その辺のことはいかがでしょう。今外部委託されていること以外にそういう考えというのはございますか。

○議長（高橋秀樹君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（森岡彰寿君） お答えいたします。

介護新聞にも載っていましたが委託の部分でございますが、本町におきましても認定調査等につきましては一部委託をして実施をしている状況でございます。そういった部分で、職員の業務です、職員数が少なく

なったことによって業務が増えてきて、担当職員大変な状況には一時期なりましたけれども、そういった部分で委託というお話の中では認定調査も一部は実施している状況でございます。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） 職員の業務の効率化ということでは、これは福祉課に至っただけのことではなくて、役場内みんなそうだと思います。役場内のDX化も進んできているというふうにも伺っております。そういうAIなども取り込んでという話も伺っております。もうどんどん取り入れながら、少しずつ業務を効率化をアップして、町民サービスにそれを変えていっていただきたいと思うのですが、特に専門部署ですね。保健師そのほかの専門部署の人たちがやはりやりがいがあるというのはどういうものなのだろうと。これは保健師だけではない、ほかのところでも専門職おりますよね。ほかの課長さんのところにもいらっしゃるかと思いますが、その人たちが足寄町のために、ここでずっとやっていきたいとモチベーションを保つために、専門職というのは何が必要なだろうと。この間課長と少しお話をさせていただいたところですが、課長いかがでしょうか。保健師、ケアマネ、その辺の専門職がどうモチベーションを保って、足寄町で仕事をし続けられるのかということをお伺いしたいと思います。もちろんこの間辞められた方は前向きな退職というふうに私は伺っておりますので、それについてどうのということではございませんが、今後足寄町の中でやっていきたいと思えるようなモチベーションを保つため、いかがでしょう。

○議長（高橋秀樹君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（森岡彰寿君） お答えいたします。

専門職、一般職にかかわらず職員につい

ては、基本的にはやりがいを持って仕事に従事するというをしているかと思いません。その中で特に専門職は、自分たちが学んできたものを発揮する場所という部分の中でやはり培ってきたノウハウだとかを発揮する、そういったことを発揮した中で、それが形に出てくるという部分がやはり仕事をやっていて充実感が出るものだというふうに私は考えております。

そういった中で、そういった職員が自らの考えで企画だとかしていただいた部分について、達成感ができるというような環境をつくっていくべきかなというふうに私個人では考えているところでございます。そういったことができることによって、専門職がやりがいを持って継続して仕事に就いていただくというようなことができるのではないかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） ぜひそうしていただきたいと思うのと、あとそれをできるようにするための一般職の力であると思うのですよね。十分発揮していただきたいなと思っております。

では、次に参ります。

次の介護予防・生活支援の現状です。

地域包括ケアシステムの中では、ここが一番重要になってきて、やはりここが一番、ここも人が足りない。ヘルパーですね。今現在ヘルパーさんの現状は社協さんがやっていらっしゃるかと思うのですが、人数的にいかがでしょうか。答弁の中では、需要が高まってはきているのだけれども、結局ヘルパーの人員が限られているという、この部分を少し御説明をしていただきたいと思います。

○議長（高橋秀樹君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（森岡彰寿君） お答えいたします。

ヘルパーにつきましては、今現在介護福祉士の方が6名、ヘルパー2級、介護従事者初任者研修のいずれかを受講された方が3名という形でございます。

そういった中で、今軽度な方だとかの支援というのが若干横ばいもしくは若干増えてきているというふうに答弁をさせていただいておりますが、その時々でやはり支援の量だとかが変わるものですから、そういった部分で一時的に足りないだとか、そういった部分は起きている状況はあるかと思えます。

このような部分でいきますと、不足を若干、欲しい支援という部分が提供できない状況があるという部分の回答をさせていただいたという状況でございます。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） 分かりました。

ヘルパーも少ない。なかなか受けられるサービスでも受けられなくなっている状況というふうに受け止めました。軽度の支援を受ける方がどんどん増えてきているということは、言い方によっては、町民がそういう支援が受けられるということが分かっているという、前向きな捉え方もあるのかなというふうには思っております。あとは施設ですね。事業所の受入人数が限られているから、優先度を勘案してとなっていますが、やはりサービスがなかなかできてないというふうに思いました。

今4番目の生活支援の現状は、最終的には人が足りなくて受けられるサービスも受けられなくなっているという現状は分かっていたことですが、確認したところですが、最終的に今ケアしてもらえない人、してもらいたい人、サービスを受けたい人とそれを支える側とのバランスがもう崩れている、崩れ始めているというよりももう崩れてきているし、今後もやはりそうなるのを見越した上でのこの

ケアシステムだと思うのですが、朝日新聞の昔記者が、なかなか分かりづらい、このケアシステムが、どういうことというところで、一言で言える人はなかなか専門職でも少ないかなというふうに思っております。どのような意識でみんなこのケアシステムを見ているのか。この朝日新聞の記者は簡単に「時々入院ほぼ在宅」、これが最終的なケアシステムの末路と言うと失礼ですね、そういう未来像を一言で言うところ、そういうこと。だから国民も私たち町民もそれを覚悟して、自分できちんとこれからの先のことを、人生設計を立て、自分で準備をしていくようにという、国からのもうそういうことだと私は捉えております。これを町民がどこまで分かっているかというのが、本当は一番これは大事なことなのかなと。植木鉢に例えますと、一番下の受皿の部分本人の選択と本人家族の心構え、これがないともう崩れていくわけですね。ここをどうするかというところが役場の、町のみんなにどうそれは分かってもらえるかというところが、力の見せどころのような、私は気がするのですが、まず病院にお聞きします。

医療従事者、病院で働いている事務職の方皆さんはこのシステムのことを勉強する機会があったとか、この十数年間の間にあったかどうか、どういうふうに受け止めているか、理解されているかどうかということをもっとまず病院にお聞きしたいと思えます。

○議長（高橋秀樹君） 川島病院事務長、答弁。

○国民健康保険病院事務長（川島英明君） お答えいたします。

病院の事務のほうが連携のシステムを理解しているか、この循環システムですね。理解しているかということでもよろしいですかね。

この10年間というか、そういった機会だとか連携システムを勉強する機会、例え

ば講演会があったりですとか、過去にはそういうこともあったのかなと思います。

今コロナになってから、そういった取組もあまりなくなったということで、今それぞれがこの連携のシステムについて、しっかりと理解しているかと言われると、ちょっと疑問もあるところなんです。私自身も本当にこれを熟知しているのかということと言われると、なかなか胸を張って言えないなというところがございます。

今ちょっとそういったお話もありましたので、これは村上院長先生が来てからこういったシステムを構築しているということで、いま一度初心に戻ってというか、そういったことを職員の間の中で情報を共有していきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） 私も一緒でございます。私も分かっているかということ、なかなかということで、今回調べたときにも啞然というかびっくりしたのが、病院のケアシステムの中の、一中学の範囲の中でのシステムなのですけども、その中でのそのこの病院、国保病院ですね。国保病院さんの考えるところというのが、考え方が全く今までの考え方と違うのですね。昔の病院というのは医学モデルで何かというと、病気を治すというのがもちろんそうで、今も多分そういう感覚というのはもう消せない、当たり前ですね、医療ケアをするところなので。なのですが、ケアシステムの中でいうと、QOLが最大限確保されること、それが目標になるらしいです。だからもちろん先生方のお考えとかに、その人の考え方も、患者さんの考え方もあろうかと思いますが、何を求めるかということでは病気を治すことではないのですね、この考え方が。自分の人生をどううまく表現して、自分が納得のいく人生を送れるための

ケアシステムということで、私も看護師としてやはり意識の改革が必要なのかなと、病院が、医療従事者も、というふうに考えているところでもあります。

なので、やはりこれから今コロナもまだ終息はしておりませんが、これから先のことを考えて、定期的にそういう勉強会も、医療者も介護者もそれぞれ一緒になっても構いませんので、勉強をし続けていくことが、まずは連携のまず第一歩かなというふうに私は感じたところでもあります。

そして、介護施設の方はどうでしょうか。同じでしょうか、病院と。勉強会というのは開いていますか。

○議長（高橋秀樹君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（森岡彰寿君） お答えいたします。

介護施設という限定ではございませんが、医療、介護の連携の関係で、学習会、研修会を実施して情報共有等を図っているところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） 分かりました。

中学校を一つの区、足寄町は小さな町だけれども広い町。その町は一つになっているので、その中のケアシステムなので割かしやりやすいし、構築もしやすいと。今回三意会のことがありましたが、そういうやりやすい町、地域であるというふうに受け止めてます。

都会に関してはそういうのがいっぱいあるわけですね。まず病院とそのシステムを組むことすらなかなか大変だというふうに聞いております。なおかつ隣に誰が住んでいるかも分からないところで、ケアシステムがどうなんだと言われても、その人たちに広報や啓発活動をすることもなかなか難しい。いろいろな取組がされていて、これは川崎市でやっていますが、やはりキャッ

チーなそういうものをつくって、なかなか戦略的な広報活動をしているまちがござい
ます。なので、単に町民に対して、勉強会
を開いて、こういうふうを考えるのだよと
言ってもなかなか伝わらないというところ
があって、地域包括ケアシステムキャラク
ター「ちけあ丸」君、だるまさんのかわい
いお人形で、そういうものもつくり、市民
に提供し、こういうふうな考え方なのだよ
ということを知らしめている。

あと全体的に広報をするのではなくて、
高齢者に今の70代、80代の人に地域包
括ケアシステムのことをお話ししても、そ
れはもちろん無駄だとは思わないです。自
分が受けられるサービスも勉強しなくてはい
けないし。ですが、一番大切なのは50
代から60代ですね、現役世代。これから
将来を自分の老後のことを考えていく世
代、あとはまた子供たちですね。そういう
世代にポイントでやっていく、広報してい
くというやり方をしているところもござい
ます。これはそのところどころによって、
その地域地域によって違いますが、何とか
町民が自分のことは自分で頑張っている
ところもございこう。あと、でも余裕があ
ったら隣の人もちょっと見ていこう、そ
ういうようなことができていけるよう
な地域包括ケアシステムの土台ですね、
それが町民に浸透していくように、私
は町がやはり動いていくべきかなと。
3年間コロナの明けた後、やはり動
いていかなくはないか。それが在宅医
療と介護の理解の促進が進んでいく
のではないかなと思います。

現在三意会の話で、大変町民はび
っくりし、やはり今後のことを危惧
している方がたくさんいらっしゃる
と思いますので、今が地域包括
ケアシステムを町民に理解を求
めていくいい機会と捉えて、町
民みんなで考えていきたい、考
えていこうよというところの
姿勢を町が示していただけたら、
大変私はありがたいなと思う
のですが、町長いかがですか。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 今話があ
ったように、なかなかコロナの
この3年の中で、人が集まると
いう機会もぐっと少なくな
りましたし、できなかったとい
う状況。それと、コロナが一
定程度5類になったけれど
も、いろいろな場に皆さんが
みんなで集まろうという、そ
ういったときに非常に集まり
づらいとか、今までのこの3
年間でそういう機会を失っ
たりとかしてきて、そうい
う生活に慣れてきてしまっ
たという部分などもあってだ
と思うのですけれども、な
かなか皆さんが集まって
くださいますし、集まら
ないという状況になって
こないという状況がや
はり起きてきているの
かなというように思っ
ているところであります。

しかしながら、今後の部分でい
きますと、介護ですとか医療
ですとか、そういったものが
まず本当に自分事できちん
と捉えていかなければなら
ないということは、これか
らの社会の中で非常に必要
なことになってきていると
いうように思っています。
今までお話あったように、
人材も非常に少なくなっ
てきて、確保するのも非常
に大変だと。そういう中で、
では何ができるのかとい
うようなところで、やは
りみんなが、それぞれの方
、町民の皆さん方も自分
のこととして、きちんと
捉えていかなければ今後
の部分でいくと、なら
ないことなのだろうとい
うように思っています。

そういった意味で、そ
ういうことを町民の方
たちにも知っていただ
く、そういった機会とい
うのはつくらなければ
ならないというように
思いますし、なかなか
先ほども言ったように、
人をみんな集めてだ
とかということには
ならないのかもしれない
ですけれども、いろ
いろな広報ですとか、
いろいろなことを
使いながら、ホーム
ページですとか、
いろいろなもの
を使いながら、
そういうことをPR
していく。それから、い

ろいろなところで人が集まるだとか、そう
いったことがあれば、そういったところ
でも例えば周知をしていくだとか、そう
いったようなこと、そういう機会機会を
使いながら、少しずつでも理解を深めて
いくという、そういった取組が必要なの
かなというように思っているところで
あります。

そういう取組を、これから町としても
取組をしなければならない部分だとい
うように思いますし、それからコロナも
完全に終息したわけではありませんけ
れども、少しずつ人が、皆さんが集ま
ってというような機運になってはきて
いるというように思いますので、そう
いう機会を捉えながら進めていけれ
ばというように思うところであり
ます。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 10番進藤晴子
君。

○10番（進藤晴子君） 本当にそのとお
りだと思います。ぜひ、今どなたかの
言葉ではありませんけれども、ピンチ
をチャンスに、今はこういう三意会が
なくなるということで本当に不安に思
っている、このときに町民に訴えかけ
るといのは大変重要なことだという
ふうに思います。

高齢者だけではなく若い方に向けても、
どんどん発信して行っていただきたい
と思うところであります。

地域包括ケアシステムは、5項目、五
つの構成要素になっております。その
中でも、今日は幅が広くてなかなか
お話を聞くことができなかった住まい
の問題であるとか、もう本当に幅が
広くて大変な思いをされているの
ではないかなと、町は、私も思ってお
ります。なので、自分たち町民一人
一人もやはりそういう自分のことは
自分でしようという、その気持ち
を持ちながら、これから私も生きて
いきたいと思いますし、どんどん
そういうところを刺激して、町には、
行っていただきたいなと思いま
す。

あまりまとまりませんが、本当に今日
ありがとうございました。よろしくお願
いいたします。

○議長（高橋秀樹君） これにて、10
番進藤晴子君の一般質問を終えます。

次に、5番田利正文君。

（5番田利正文君 登壇）

○5番（田利正文君） 昨日に引き続き、
再質問をさせていただきます。

昨日答弁いただいたわけですが、
頭の隅ではなくて真ん中にクエス
ションマークがついたまま移行した
のが2個ありますので、建設課長の
ほうから説明もう一度お願いしたい
と思います。

一つは、園内の道路ですね。総合
体育館のところからキャンプ場の
ところまでつながる園内道路があ
と2年かけて造ると。それが出来上
がった場合にキャンプ場に入る入
り口、里見が丘のところから入る
入り口と、それから南4条ですか、
あそこから入るところと、二つあ
ると私は思って、そこで二つの看
板必要ではないかという話をした
つもりなのですが、それは違うの
だと言われて、何がどうなってい
るのか分からなかったです。

それからもう一つは、園内路が
できたときに、里見が丘の旧芝
桜公園のところ、キャンプ場に入
ってきて、そのままこちら側に
来れるのかと思ったら、それも
来れないという話だったの
ですね。そこはどうしてなの
かなと、そこがちょっと分から
なかったものですから、これを
お願いしたいと思うのです
けれども。

○議長（高橋秀樹君） 松野建設課長、
答弁。

○建設課長（松野 孝君） まず1
点目の看板の関係でございます
けれども、現在旧里見が丘公園
の前に大きな看板で里見が丘
公園と書いてある看板がござい
まして、それを見て町外から
いらっしゃる大型遊具等に行
かれる方々は、それを見て間
違ってキャンプ場へ入っていく
ということもござ

いますので、次年度以降にその里見が丘公園と書いてある看板につきましては、そこをちょっと改修をして、公園へ誘導するような看板に変えていこうというふうに現在考えております。

それと、園路につきましては、令和6年、7年に整備をする予定でございますけれども、それは総合体育館のほうから里見が丘公園の球場を通過して、足寄高校から園路を造って、国道に沿って園路を作成する予定でございます。ちょっと答えになってないかもしれないのですけれども。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 暫時休憩させていただきます。

午前11時43分 休憩

午前11時45分 再開

○議長（高橋秀樹君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

5番田利正文君。

○5番（田利正文君） 昨日この図面がなくて話を聞いたときにはクエスチョンマークがついたのですよ。斜線が入って、この道路が新しくできる場所ありますね。できて、里見が丘から入ってきたら、旧青少年会館のところにも曲がってキャンプ場に行くと、それを右に曲がれば新しい道路ができるのだから、総合体育館のほうに下りるのではないかという認識があったのです。だから、里見が丘のところと国道のスタンドがあるところに看板が2枚要るのではないのかという認識であったのですよ。それが違うのだというから、どこが違うのだと分からなかったのですよ。

そして、この園内路ができた後、2年後ですけれども、できた後にキャンプ場に今入るところのものが閉じられるという話ですね。閉じられたら当然もちろんこっちに行けないわけですから、キャンプ場に行く方も全部一回まちに下りて、ガソリンスタンドのところから上がってキャンプ場に行くというふうになるということですね。そ

ういうことでいいでしょうか。それであれば、今課長が言われた、里見が丘公園と書いてあって、キャンプ場と書いた看板はなくすということですね。

○議長（高橋秀樹君） 松野建設課長、答弁。

○建設課長（松野 孝君） 完全になくすとまだ決定はしてございませんけれども、必要はないのかなと思ってございます。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 5番田利正文君。

○5番（田利正文君） 最初はそれがあれば、ここに左に寄って入っていく、キープレフトと言うのですか、何というのですかね、そういう侵入路が必要なのかなと思ったのですけれども、ここは入らないとなれば必要ありませんね。下手な看板があると余計迷いますので、ないほうが良いと私は思っています。

次ですけれども、もう1点ですね。

ふわふわドームのところに赤い文字の大きな看板があって、この遊具は3歳から6歳までですよとか書いてあるのです。昨日お話ししたターザンロープのところにもステッカーが小さく鉄柱に貼ってあります。ただしそれは何歳から何歳と書いてあるのですけれども、何が危ないかと、私見て分からなかったのはそこなのですよ。

親御さんが言うのは何かというと、3歳から6歳といっても、うちの子なんか大きいのだと、身長が。だから駄目だといってもここに上がると言うのですよ。ここに上がってつかまって乗ると言うのですよ。それはできないことになっているのですね。ここに上がったなら駄目だと。けれどもそういうことを書いてないのですよ。だから、それが年齢は全然違うのだけれども、体が大きいからそれを使えると。それもお母さんが見てそのままやらせるわけでしょう。そういうときに、過去にこういう大型遊具の中で事故がなかったのか。あるいはヒヤリ・ハットというような報告がないのか、

ちょっとお聞きしたいのですけれども。

○議長（高橋秀樹君） 建設課長、答弁。

○建設課長（松野 孝君） お答えいたします。

大型遊具等を設置して以来、五、六年経過してございますけれども、担当のほうに確認したところ、ヒヤリ・ハットのような事例、あるいは事故等は現在のところ起きてございません。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 5番田利正文君。

○5番（田利正文君） それを聞いて安心しました。

ただし、ふわふわドームのところにあるような、この遊具についてはこんなふうにして使いなさいという、最低限の使用ルールみたいなものはターザンロープであれば乗り場というのですか、大型滑り台でいけば上るところですか、そこに1か所やはり大きくなくてもいいのですけれども、ふわふわドームのところにあるようなものを1か所やはりつくる必要あるのではないかと思うのです。

メーカー任せで建造物の鉄柱にちょっと貼ってあるシールでは駄目だと思うのですね。公園を提供している町としてきちんとやはり子供の安全あるいは事故がないようにという観点からすれば、そのぐらい設置する必要があるのではないかと思うのですけれども、それはどうでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 建設課長、答弁。

○建設課長（松野 孝君） 町長お答え申し上げたように、次年度以降に向けて、どのような看板を設置したら、遊んでいただけるお子様と親御さんたちに安全に遊んでいただくよう周知できる方法を、ふわふわドームについているところのような大型看板がいいのか、もっと安価につくれる看板でもいいのか、十分検討した上で設置に向けて検討を続けてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 5番田利正文君。

○5番（田利正文君） 今の答弁で、そういう看板は安全上必要だというふうに認識されたというふうにとっていいですね。

次に移ります。

今度は教育委員会のほうになるのですが、答弁を改めて読みますと、「競技団体である足寄町パークゴルフ協会との連携を図りつつ、必要に応じてスタート台の張り替えや距離案内板の書き換えなども行っております」という答弁ですね。今期が終わってから、私見に行ったのは多分10月だと思うのですけれども、もう凍り始めてましたから、スタート台はどういう構造になっているかと分からなかったのですね。それで、再質問する前にちょっとお聞きしたいのですけれども、パークゴルフのスタート台、これどんな構造になっているかお聞きしたいのです。例えば上にマットが張っていますね。マット張り替えというからマットだけ張り替えれば済むのか。けれども見たら、凸凹になっているのですね。それからこういうふうになっている、傾斜があるというのは分かるのですけれども。だからマットを替えるだけでは、多分済まないのだらうと思うのですけれども、マットの下に例えばコンパネみたいな板が入っているとか、さらにその下は土がきちんと踏み固められていて砂利が入って硬くなっているとか、どんなふうなのか分からなかったものですから、その辺教えていただきたいと思うのですけれども。

○議長（高橋秀樹君） 丸山教育次長、答弁。

○教育次長（丸山一人君） お答えいたします。

コースによっても仕様は違うのですけれども、一般的にはコンパネというよりも、何というのでしょうかね、正方形的な台のものの上に人工芝のようなものを敷いているようなのが一般的かなということでございます。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 5番田利正文君。

○5番（田利正文君） その板は当然木材だから腐りますよね。その板の下はどうなっているのですか。今さっき聞きましたけれども。

○議長（高橋秀樹君） 教育次長、答弁。

○教育次長（丸山一人君） 生半可な知識で適当なことを言うわけにはいかないので、私今回質問を受けて現地見てまいりました。その中で、ときわだとかグリーンヒル、ウエストヒル見てきたのですけれども、大体四角の木の部分、その下はそんなに深くまであるようなものでございませぬので、板の上に、その下は土になっているということで認識しております。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 5番田利正文君。

○5番（田利正文君） 四角い板を置いてあるというのは分かりましたけれども、その下の土はどういうふうになっていると、ごめんなさい、ちょっと聞こえなかったのですけれども。

○議長（高橋秀樹君） 教育次長、答弁。

○教育次長（丸山一人君） それを置いてあるというふうに認識していただければいいのではないのかなと思います。

その上に置いてあると、スタート台がですね。その下は土になるということで理解いただけないでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 5番田利正文君。

○5番（田利正文君） すみません。耳が悪いのもあるのですけれども、よく理解できないのですね。鉄の枠ありますよね。鉄の枠の上に板を乗せてあるということなのですか。だから下の土は大した、どうなっているかは多少平らであれば支障はないということなのでしょうか。そういうことでしょうか。

今の私の認識でいいですか。鉄の枠があって、その上に板が乗っかっていると。その上にマット張ってあるのだという認識でいいのでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 教育次長、答弁。

○教育次長（丸山一人君） 説明が悪くて申し訳ないのですけれども、地べたの上に板だとか、コースによってはプラスチックのものもあるのですけれども、そういったものが乗っていて、その上に人工芝を敷いて、それを鉄の枠で移動しないように固めているといったような構造ということでございます。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 5番田利正文君。

○5番（田利正文君） すみません、理解度がめちゃくちゃ悪いのですけれども。

種類はプラスチックがあったり木材があったりするのですけれども、張り替えるときに、こういう小さい凸凹あるというのは、それはマットを張り替えるだけで直るものでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 教育次長、答弁。

○教育次長（丸山一人君） お答えいたします。

実際修繕しているのは担当の者になるので、そこまで具体的に確認はしてないのですけれども、もし凸凹があればその部分は削るなり交換するなりということで平らな形にしているというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 5番田利正文君。

○5番（田利正文君） 定期的にとは書いてないな、書き換えや張り替えをやっているというふうになっているのですが、これは協会のほうから、ここのゴルフ場の何番のところのスタート台が駄目だとか何とかという要請があって初めて動くものでしょうか。それとも定期的に教育委員会のほうで見回っていて、これ駄目だからというふうに張り替えしなさいという指示出るのか、そこはどうなのでしょう。

○議長（高橋秀樹君） 教育次長、答弁。

○教育次長（丸山一人君） お答えいたします。

そういったものについては、担当の者で気がつけばその都度修理等の対応をしますし、あとは利用者の方から、ちょっとここ傷んでいるんだけどとかいう御指摘があれば、定期的ではないですけども、その都度対応させていただいているということでございます。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 5番田利正文君。

○5番（田利正文君） 私が見てきた範囲ではほとんどのと言っていいぐらいのスタート台が狂ってます。素人が見てもです。だから本当にやりたい方が見たら、かなり駄目なのだろうなと思います。

それで、パークゴルフ協会の公認コースというのですか、そうするとまた違うのか。それからグリーンヒルだとか町民センターの横のシラカバコースだとかというのは、また扱いに差があるのでしょうか、それは。

○議長（高橋秀樹君） 教育次長、答弁。

○教育次長（丸山一人君） お答えいたします。

足寄町で公認コースといいますと、ときわコース、ときわ東コースになりまして、ここについては協会のほうの公認を受けなければなりませんので、しっかり公認を受けるためのレベルに達しなければならないということとなっております。それ以外のコースについては公認コースではございませんので、どうしてもちょっと、あくまで健康づくりといったようなことを主に考えておりますので、そういった部分については、ときわコースよりもそういった部分の精度だとか状況はちょっと落ちている状況かなということでございます。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 5番田利正文君。

○5番（田利正文君） 現場のというか、ゴルフ場の各コースの状況を見て、例えば教育委員会のどなたがやるのか分かりませんが、担当者の方が見て、定期的に見て、

剥がれているよ、直したほうがいいよと判断できるのかどうかというところを知りたかったのですね。というのは今期も終わりましたけれども、この質問に当たって私シラカバとときわとグリーンヒル、3か所全部回ってみました。けれども鉄棒あるところ、鉄棒が浮いているのですよ。下手したらそこに当たってはね返るということもあるでしょうし、それからこういうふうには差がついているところもあるし、もちろん凸凹になっているところが結構あるのですね。だからはぐってみたかったのです、本当は。どうなっているかと、構造をね。それはできませんでしたので見てはいないのですけれども、そういう状況があるのだけれども、ここに答弁であるように、張り替えをやっておりますというふうになってますけれども、やられてないのではないのかという気がしたのですよ。もう今期は終わるから年明けにやればいいことなのでしょうけれども、10月末までの段階でやられてなかったということは、やはりやられてないのではないのか。あるいは気づいてないのではないのかという気がしたのですよ。その辺はどうなのでしょうかね。

○議長（高橋秀樹君） 丸山教育次長、答弁。

○教育次長（丸山一人君） どうしてもそのとき気づかない点はあろうかなというふうに思います。そういった部分については、利用者の皆様に御迷惑をおかけしている部分は率直にあるのかなというふうに思います。

シーズン中にでもちょっと直してほしいのだけれどもという御相談いただければ、その都度やりますが、今回改めて各施設再度確認に行きましたけれども、例えばちょっとときわであれば野生動物等にどうも荒らされたようなところもありますので、そういったところ含めて、シーズンが始まる前には御指摘いただいた部分については再度確認して、必要な措置を取りたい

というふうに考えております。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） それでは、午後1時までお昼休みのため、休憩といたします。

午後 0時01分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（高橋秀樹君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

5番田利正文君の再質問から許します。

○5番（田利正文君） 時間を取らせて申し訳ありません。

最後1点だけお伺いしたいと思います。

スタート台の張り替え、それから案内板の書き換えなど、1台に当たりどのぐらいの費用と手間がかかるのか、ちょっと大ざっぱで結構ですけれども、分かるものでしたら教えていただきたいと思います。

○議長（高橋秀樹君） 丸山教育次長、答弁。

○教育次長（丸山一人君） お答えさせていただきます。

先ほどスタート台の材質について木材という御説明しましたが、それ以外にも平板ブロックだとかもございますので、追加して修正させていただきたいと思います。

あと、改修に係る費用ですけれども、ときわコースなどではゴムチップを使った台ということで、それを交換するともう六、七万円かかるということで、それについてはマットの張り替え、上の人工芝ですね。人工芝の張り替えについては職員が自前で人工芝を購入してきて、それを張り替えるということですので、たくさんロールで買ってきますので、安価にできているのではないのかなというふうに思います。

あと、案内板ですね。案内板についてはペンキを上から塗るような作業ですので、協会の方、ボランティアでやっていただいている場合もあるというふうに聞いておりますので、それもそんなに費用かからなくてできるのかなというふうに思っております。

す。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 5番田利正文君。

○5番（田利正文君） これで終わりますけれども、全く私的な考えですけれども、私が入っていたパークゴルフのサークル、高齢化で消滅してしまいました。だからここ何年かもうパークゴルフやったことないのでよね。議員間での交流会あるとかでなければやったことないという状況ありますから、僕らのような者がやる場合には曲がってようと、多少ゆがんでようと、例えば距離が50メートルあろうと38メートルあろうと全然関係ないのでよね。そこに目がけて真っすぐも打てませんから。それはいいと思うのです、僕らみたいな立場ではね。けれども公認コースとなって、十勝の大会があるとか、全道の大会があるのかちょっと私は分かりませんが、そういった場合のところはやはり対応が違うのだらうと思います。

それでもそんなにあそこの公認コースで大会開かれたと報道は耳にしてませんから、そんなにないのかと思いますけれども、ただし僕らのような者が健康のために、あるいは遊びのためにやる場合であっても、けががないように、あるいは安全なように、そこだけはやはりきちんとしていただいて、これはまずいなというところはやはり直してもらい必要があると思うのですね。

例えば鉄棒入っているところありますよね。あれはこういうふうに段差があると危ないと思うので、ああいうようなところはやはりきちんと直してもらい必要があるのだと思うのです。

もう一つは、ゴールまでの案内板のところに、例えばグリーンヒルのところ見てきたのですけれども、剥がれているのですよね。あれはもちろんやっている方がちょっと一報くれれば、あそこ剥がれかかっているよと言ってくれれば直せるのでしょけ

れども、そんなことも含めて、必要なときに必要な処置を取っていただければ助かるのかなという気はします。

その辺が、例えば職員の方が定期的に回るかどうか分かりませんが、そういう情報が入るのかどうかということを知りたいですね。

それとあとは、協会のほうから公式コースは、もし大会があればきちんとしてくれという要望があるでしょうけれども、ふだんなければそれなりの利用方法でやっているのだと思います。だから公式にここをこういうふうにしてくれというふうに要請はあまりないのかなという気がするのですけれども、その辺はどんなものでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 教育次長、答弁。

○教育次長（丸山一人君） お答えいたします。

プレーヤーの安全を図るというのは本当おっしゃるとおりだと思いますので、再度確認して危ないところが、危険なところがないか、確認させていただきたいと思えます。

あと、ときわコースですね。協会の方とは担当のほうから聞いたところでは、例えばときわコースであれば、ボールが飛びすぎないネットを張るだとか、OB杭の場所だとか、そういうこと含めて、競技環境の状況含めて協議させていただいているといった中で対応させていただいているということですので、御理解いただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 5番田利正文君。

○5番（田利正文君） これで、最後になります。

スタート台のこともありましたけれども、今次長言われましたように、球打って、例えばシラカバコースなどでしたら、里見が丘公園と関係ないですけれども、道路まで出てしまうのですよね、打ったらね。あれが出ないようにしなければ危

ないなという気がするのです。だからネットを張ってあっても、下にきちんと止めてないと出ていってしまうというのが、私自身でもありましたから、そういった意味での危険な箇所があれば、きちんと補修するなり固定するなりということ気を付けてやっていただきたいなというふうに思います。

その辺があればいいと思うのですけれども、その辺ちょっと改めて。

○議長（高橋秀樹君） 教育次長、答弁。

○教育次長（丸山一人君） お答えいたします。

私も年に何度かプレーさせていただきますけれども、どうしても上手になるとショートカットしたりだとか、そういった部分で思い切り打って、あとボールを上げるだとかという危険性がある部分については、ときわコースについてはネットだとか、あとプレーのスタイルの周知だとかという部分を対応させていただいています。

今おっしゃられたシラカバコースの部分も含んでいるのかなと思うのですけれども、シラカバコースについては30センチくらいのガードネットですね、これは外周を巻いてますので、よほど思い切りボール上げなければ出ていくことはないのかなというふうに思いますし、再度そういった状況確認させていただきながら、安全にプレーできるように、楽しんでいただけるように対応したいと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 5番田利正文君。

○5番（田利正文君） グリーンヒルコースなどもそうですけれども、大型遊具に来られた方がふっとこちらに歩いてきて、ボールに当たるなんてことがなければいいと思っておりますので、その辺のところちょっと見ていただいて、安全を確認していただければと思います。

以上で終わります。ありがとうございます。

○議長（高橋秀樹君） これにて、5番田利正文君の一般質問を終わります。

これにて、一般質問を終了いたします。

◎ 行政報告

○議長（高橋秀樹君） 日程第2 行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長 渡辺俊一君。

○町長（渡辺俊一君） 行政報告の前に、今朝ほど議長のほうからお話いただきましたけれども、議案に間違いがありまして、訂正をさせていただきます。

今後も議案に間違いのないように、十分注意したいというように思っておりますので、よろしく願いいたします。大変今回は申し訳ございません。

それでは、議長のお許しを頂きましたので、追加の行政報告2件を申し上げます。

まず、医療法人社団三意会が運営する介護療養型老人保健施設あづまの里を令和6年3月末日をもって廃止する旨、三意会から連絡がありましたので、概要について御報告いたします。

あづまの里は、平成24年4月1日に、医療ケアが必要な高齢者の受皿として、病床50床を有する我妻病院が老健施設へ転換して事業を開始し、本年度で12年目を迎え、この間、足寄町が推進する「医療と介護、保健、福祉の連携システム」における重要な役割を担っていただいております。

しかし、介護事業所を取り巻く環境が厳しくなったことから、町としましても足寄町議会の御理解の下、令和元年度から令和5年度までの5年間の債務負担行為による、あづまの里に対する経営安定のための財政支援を行い、その間、三意会におきましても、経営安定に向け、役員報酬の減額、職員数の減、経費削減等経営改善に向けた努力をされてきました。

そのような中、昨年の春、三意会よりあづまの里の運営についての相談があり、町としても運営継続に向け、現在行っている財政支援に加え、どのような支援等ができるか検討し、三意会においても、あづまの里の運営継続に向け様々な対応等を検討しておりましたが、人員確保経費の増加に伴う経営の悪化や人材不足により、ケアの質の維持や継続が困難であるとし、本年11月末に令和6年3月末日をもってあづまの里を廃止することを決断した旨の報告があったものです。

あづまの里の廃止に伴い、施設利用者の処遇が一番心配される場所ですが、47名と書いてありますが、46名になるのかと思います、の方の全員が本町の特別養護老人ホームや国民健康保険病院へ入所・入院することは不可能であるため、あづまの里において町外の施設も含め、利用者が転所できる施設の枠を確保したとの報告を受けております。

また、あづまの里が施設利用者の御家族に対しまして説明会を行い、利用者の適正処遇の確保を図っていく予定と聞いております。

なお、在宅療養支援診療所ホームケアクリニックあづまは継続されます。

本町といたしましても、あづまの里と情報共有・連携を図り、利用者とその御家族からの相談等の対応や、あづまの里に勤務されている職員の方が町内で働き続けられるよう、対応を検討してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます、御報告といたします。

次に、国の令和5年度補正予算に係る「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用した本町における実施予定事業について御報告いたします。

令和5年11月29日に国の令和5年度補正予算が成立し、翌30日に本町の交付限度額が8,615万4,000円である旨の通知がありました。限度額の内訳は、物

物価高騰の負担感が大きい低所得者世帯の負担軽減を図る「低所得世帯支援枠」が5,457万8,000円、物価高騰の影響を受ける生活者や事業者に対して国が提示する推奨事業メニューに沿った支援を図る「推奨事業メニュー」が3,157万6,000円で、本交付金を活用した事業に係る予算を本定例会に追加提案をさせていただいております。

「低所得世帯支援枠」を活用した事業としましては、物価高騰対応重点支援給付金給付事業として、住民税非課税世帯へ1世帯当たり7万円を給付する費用と、その事務費を計上しており、財源としましては、最終的には限度額にかかわらず実績額と同額が国から交付される見込みとなっております。

また、「推奨事業メニュー」を活用した事業の内容は、物価やエネルギー価格高騰により収支が圧迫されている町内福祉事業所を支援する福祉施設等物価高騰対応支援交付金236万4,000円、飼料や肥料、エネルギー価格高騰の影響等を受け、経営が厳しい状況にある町内農業者を支援する物価高騰対応農業支援補助金4,400万円、エネルギー価格高騰で厳しい経営環境に置かれている町内中小企業の省エネ化につながる設備投資を支援する中小企業物価高騰対応支援補助金500万円となっております。

実施予定事業の詳細につきましては、別紙資料を御参照ください。

なお、「推奨事業メニュー」の交付金は、全額これらの事業へ充当する予定としておりますが、物価高騰の影響を受ける生活者や事業者に対する支援につきまして、引き続き町内関係団体との情報交換等を行い、必要な対策を検討してまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます、御報告といたします。

以上、2件の追加の行政報告とさせていただきます。

○議長（高橋秀樹君） これで、行政報告を終わります。

◎ 散会宣告

○議長（高橋秀樹君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会といたします。

次回の会議は、12月19日、午前10時より開会いたします。

大変御苦勞さまでした。

午後 1時15分 散会

